

家づくり夢づくり支援

平成30年度事業

<p>① さかたの家づくり 利子補給 相談窓口:酒田市農林水産課 TEL.0234-26-5753</p>	<p>酒田産の木材を柱など構造材に6割以上使用して住宅を新築する場合、住宅ローンの利子の一部を市が負担します。 ⇒ 最高2,500万円、融資期間35年以内の住宅ローンの最初の10年間の固定金利0.1%が軽減されます。</p>	<p>新築</p>
<p>② 住宅改善支援事業 相談窓口:酒田市建築課 TEL.0234-26-5749</p>	<p>持家住宅の整備、中心市街地の賃貸住宅の新增築または賃貸住宅に用途変更する工事、空き家の解体に関する工事費用の一部を無利子で借り入れることができます。 ⇒ 貸付額 工事費の8割以内、20~400万円 (賃貸住宅の場合、1戸あたりの工事費の8割以内、1戸あたり20~300万円) ⇒ 返済期間 5年、7年(310万円以上10年可)</p>	<p>新築 増改築 修繕 空き家</p>
<p>③ 住宅リフォーム 総合支援事業 相談窓口:酒田市建築課 TEL.0234-26-5749</p>	<p>住宅の質の向上を図るリフォーム工事(減災・部分補強、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、酒田産木材使用、克雪化、三世代同居化)を行う方に支援します。 ⇒ 補助額 工事費の2割、限度額40万円 ◆酒田産木材使用または空き家活用の場合、限度額の引き上げあり。 ◆三世代、県外からの移住、近居移住、新婚、子育て世帯の場合、補助率および限度額の引き上げあり。</p>	<p>増改築 空き家 修繕 移住</p>
<p>④ 地域材利活用普及事業 相談窓口:酒田市農林水産課 TEL.0234-26-5753</p>	<p>住宅の新築、増改築、修繕、耐震工事、模様替等の工事を市内施工業者が酒田産の木材製品を使って行う場合、酒田産木材製品にかかる費用を支援します。 ⇒ 補助額 酒田産木材製品費の2分の1以内、限度額10万円</p>	<p>新築 増改築 改築</p>
<p>⑤ やさしい生活支援事業 やさしい住まいづくり事業 相談窓口:酒田市福祉課 TEL.0234-26-5731(高齢者) TEL.0234-26-5733(障がい者)</p>	<p>高齢者や身体障がい者の方々が、快適で安全な在宅生活を送ることができるよう、改修時における住宅福祉機器の設置等に必要な費用の一部を支援します。 ①手すりの設置②洋式便器への交換の便器代(工事費を除く)、他備品購入等 ⇒ 補助額 設置等費用の2分の1、限度額は一生15万円(高齢者の場合は1回あたり10万円まで)</p>	<p>安全</p>
<p>⑥ 危険ブロック塀等 撤去支援事業 相談窓口:酒田市建築課 TEL.0234-26-5749</p>	<p>道路に面したブロック塀等で、地震による倒壊の危険性が高いと判定されたブロック塀等の撤去処分費用を支援します。 ⇒ 撤去処分費用の2分の1以内またはブロック塀等の見付面積×4,000円/㎡のいずれか少ない額で限度額8万円</p>	<p>安全 景観</p>
<p>⑦ 木造住宅耐震診断 相談窓口:酒田市建築課 TEL.0234-26-5749</p>	<p>木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う費用の一部を支援します。 ⇒ 耐震診断費用10万円のうち、自己負担1万円(図面がない場合1万3千円) ⇒ 対象住宅 平成12年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅(2階以下、500㎡以内)</p>	<p>安全</p>
<p>⑧ 木造住宅耐震改修 支援事業 相談窓口:酒田市建築課 TEL.0234-26-5749</p>	<p>木造住宅の耐震改修工事、防災ベッド等設置工事費用の一部を支援します。 ⇒ 補助額 耐震改修工事費の2分の1以内で、評点を1.0以上とする工事は限度額80万円、評点を0.7以上1.0未満とする工事は限度額60万円 ⇒ 補助額 防災ベッド・耐震シェルター設置工事費の2分の1以内、限度額10万円</p>	<p>安全</p>
<p>⑨ 水洗便所等改造資金 融資あっせん・利子補給 相談窓口:酒田市上下水道部管理課 TEL.0234-22-1814</p>	<p>水洗化の普及のために水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給を行います。 ①公共汚水ますに接続する工事②くみ取り便所を改造する工事(便器の設置、設備・内装工事) ⇒ 最高150万円、返済期限5年以内 ⇒ 利子補給/供用開始から2年以内に工事完成...全額、3年以内に工事完成...半額</p>	<p>修繕</p>
<p>⑩ 移住定住者住宅 支援費補助 相談窓口:酒田市地域共生課 TEL.0234-26-5768</p>	<p>・移住者の方が自ら居住する目的で、中古住宅または空き家を購入する場合に支援します。また、購入に合わせて改修、片付け等を行う場合にも支援します。 ⇒ 補助額 購入費用の10分の1以内、限度額25万円 ⇒ 補助額 改修等の費用の10分の1以内、限度額20万円 ・移住者の方が自ら居住する目的で、借りる空き家の改修、片付け等を行う場合に支援します。 ⇒ 補助額 改修等の費用の2分の1以内、限度額25万円 ◆中学生以下の子どもと生計を同一にする場合、限度額がそれぞれ2倍に引き上げ。</p>	<p>空き家 移住 修繕</p>

注:市の各制度との併用利用や重複利用となる場合、融資額の減額や補助の対象とならないケース等がありますので、事前に相談窓口にお問い合わせください。